

京都丹波特別支援教育アドバイザー派遣事業実施要項

令和3年4月27日
京都府南丹教育局

1 目的

京都丹波特別支援教育アドバイザーを管内の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校（以下「学校等」という）や各種研修会等に派遣し、教育・保育内容等についての助言や講師業務等を行うことにより、特別支援教育の質の向上と人材育成を図る。

2 派遣対象

- (1) 学校等における保育・授業参観等による助言等
- (2) 研修会等における講師、助言等
 - ア 市町教育委員会が主催する研修会
 - イ 学校等が主催する研修会
 - ウ 校長会や教頭会等が主催する研修会

3 派遣するアドバイザー

黒木律子アドバイザー（公認心理師、特別支援教育士）
（※南丹教育局特別支援教育担当指導主事が同行する場合がある）

4 内容

- (1) 保育・授業参観等による助言等
 - ア 授業（保育）内容や指導内容に関すること。
 - イ 校（園）内の校内支援システムの整備、運用に関すること。
- (2) 研修会等における講師業務、助言等
 - ア 特別支援教育に係る講演、演習等に関すること。
 - イ 特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任、通級指導教室担当者及び特別支援教育指導員の育成に関すること。

5 派遣期間

原則として平日（月曜日から金曜日まで）の午前9時から午後5時までとする。

6 派遣手続き

派遣を希望する場合は、原則2週間前までに、別紙「京都丹波特別支援教育アドバイザー派遣申請書」を南丹教育局学校教育担当に提出する。

なお、日程、研修内容等については、アドバイザーと調整する。